

移動支援事業を行う事業者の登録基準について(概要)

1 法人格を有すること

2 人員に関する基準を満たすこと

①管理者

常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者とする。

(管理者はヘルパーである必要はなし。)

ただし、以下の場合で、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務との兼務可能。

ア 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合。

例えば、当該事業所のサービス提供責任者(コーディネーター)や事務職に従事する場合。

イ 当該事業所が居宅介護事業所等の指定を受けており、その管理者としての業務に従事する場合。

ウ 一体的に管理する他の事業所・施設等の管理者としての職務に従事する場合。

②サービス提供責任者(コーディネーター)

事業の規模に応じて1人以上の者とする。(サービス提供責任者はヘルパーである必要はなし。)管理者との兼務可能。従業者のうちから選任することも可能。原則、常勤の者であるが、下記配置基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない場合においては、1人分のみの常勤換算を可能とする。また、5人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない場合においては3分の2以上を常勤の者とする。ただし、非常勤のサービス提供責任者についても、当該事業所において定められている常勤の者が勤務すべき時間数の2分の1以上勤務しなければならない。

資格要件：障害者に対し、適切な移動支援のコーディネートを行う能力を有し、専ら当該業務に従事する者。

配置基準：移動支援の**実利用者**30人につき1人。

③従業者

常勤換算方法で2.5人以上。

※移動支援事業者が、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の事業を行う場合については、一の事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。

資格要件は別紙のとおり。

3 設備に関する基準を満たすこと

- ・事業の運営を行うために必要な広さを有すること。
- ・利用申込みの受付・相談等に対応するスペースを確保すること。(プライバシーが守られるよう配慮すること)

4 運営に関する基準を満たすこと

「名古屋市移動支援・地域活動支援にかかる事業の人員、設備及び運営に関する基準」に沿った運営をすること。

(別紙) 従業者の資格要件

資 格	全身性	知的	精神
①介護福祉士	○	○	○
②居宅介護従業者養成研修修了者・訪問介護員養成研修修了者	○	○	○
③18年9月30日において全身性障害者外出介護養成研修を修了した者	○		
④18年9月30日において知的障害者外出介護養成研修を修了した者		○	
⑤18年9月30日において日常生活支援従事者養成研修を修了した者	○		
⑥15年3月31日において居宅介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者	○	○	○
⑦15年3月31日において全身性障害者外出介護養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者	○		
⑧15年3月31日において知的障害者外出介護養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者		○	
⑨15年3月31日において日常生活支援従事者成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者	○		
⑩15年3月31日において身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・児童福祉法に規定される居宅介護等に従事した経験を有する者であって、都道府県知事による証明書の交付を受けた者	○	○	○
	従事した事業によって異なります		
⑪介護職員基礎研修修了者	○	○	○
⑫18年10月1日以降において重度訪問介護従業者養成研修を修了した者	○		
⑬18年10月1日以降において行動援護従業者養成研修を修了した者		○	○
⑭18年10月1日以降において全身性障害者外出介護養成研修を修了した者	○		
⑮名古屋市移動支援事業従業者養成研修を修了した者		○	
⑯実務者研修修了者	○	○	○
⑰居宅介護職員初任者研修修了者・介護職員初任者研修修了者	○	○	○
⑱障害者居宅介護従業者基礎研修修了者	○	○	○
⑲強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者		○	○
⑳保健師・看護師・准看護師	○	○	○